

システム利用者について

- 当補助金は船舶検査証書に記載の「船舶所有者」の方を補助対象事業者としていますが、申請システムからの申請は船舶所有者の方から委任された「代理申請者」の方でも可能です。
その際は、「システム利用者」として、**実際にシステム上で手続きをされる方**の情報をご登録いただきますようお願いいたします。
- 事務局からの各種確認などが必要な場合のご連絡は、システム利用者として登録された方の連絡先へ行います。

※個別の申請状況についてのお問い合わせをいただく際は申請IDをお伺いいたします。

- システム利用者が「代理申請者」となる場合の例)
- ・所属する漁業組合のご担当者の方が、複数の事業者の方の申請を代わりに実施する場合
 - ・船舶所有者ご本人がシステムを利用できないため、申請者のご家族の方がシステムで申請をする場合 など
- ・以下の表でどのパターンに該当するかを確認のうえ、システム利用者区分のご登録をお願いします。

分類	船舶所有者名義	システム利用区分
船舶所有者がシステムを利用する	個人名義	①船舶所有者本人 └ 船舶所有者欄に記載のある個人
	法人名義	②船舶所有法人担当者 └ 船舶所有者欄に記載のある法人に所属している社員、担当者（代表取締役以外の方も可） ※船舶所有者欄の記載が個人の場合は①か③です。
船舶所有者ではないがシステムの利用を委託されている	個人・法人共通	③代理申請者 └船舶所有者以外の個人（ご家族等） └所属する漁業組合のご担当者の方 └船舶所有者欄の記載が個人で、かつ代表を務める法人の社員、担当者